

EALP21 のライセンスの使用に係わる利用規約
ハードウェアライセンス

株式会社 E.I.エンジニアリング（以下「E.I.E.」という）の有する平均負荷作成プログラム EALP21（以下「EALP21」という）の使用に係わる諸規定を利用規約としてまとめ、ライセンスの使用の条件とする。この利用規約を利用者が承諾することを条件に、E.I.E.は利用者にライセンスの付与を行うものとする。

1. 定義

(1) ライセンスの使用

EALP21 及びライセンスキーの使用をいう。

(2) ライセンスパック

ライセンスキー、CD、関連する電子情報、クイックスタートマニュアル等の入ったパッケージ。ライセンスキーの本数は EALP21 のライセンス数に対応し同数にて付与するものとする。

(3) ライセンスキー

コンピュータの USB ポートに差し込んで EALP21 を起動するためのハードウェアキー。また、ハードウェアキーに書き込まれた EALP21 のライセンスに関する情報。

(4) ソフトウェア

EALP21（プログラム及び関連するデータを含む）及びライセンスキーに書き込まれたプログラムならびにこれらに関するあらゆる資料及び書類の内容を含む。

(5) 動作環境

ソフトウェアとして適切にインストールされ、正常に稼動し、機能を発揮できる E.I.E.が別で定める設備環境。

(6) 知的財産権

著作権、特許権、実用新案法、商標法、意匠法に係わる権利ならびに不正競争防止法上保護されている権利および国際条約上保護される権利の総称。

(7)利用者

E.I.E.によって EALP21 のライセンスを付与された法人。

2. ライセンスの利用手続き

(1) 利用者は本利用規約を承諾して、EALP21 の御申込書 (E.I.E.のホームページに掲載) にライセンス数、申込者の住所、氏名、連絡先等の E.I.E.の指定事項を記入して E.I.E.に電子メール等で送付することにより、ライセンスの申込みを行う。

(2) E.I.E.は利用者からの申込書を受領後、ライセンスの使用料の請求書とライセンスパックを利用者に送付する。

(3) 利用者は E.I.E.から送付された請求書に従いライセンスの使用料を E.I.E.の指定する銀行口座に支払うものとする。

(4) 利用者は、E.I.E.の定める動作環境において、利用規約に定める規定に従い、EALP21 を使用するものとする。

3. ライセンス付与の対象および期間

EALP21 のライセンスは、Enepro21 Regular の利用者を対象に付与を行う。
EALP21 のライセンスの有効期間は、Enepro21 Regular の契約期間とする。
Enepro21 Regular の契約終了時には、EALP21 のライセンスパックを E.I.E.に返還するものとし、ソフトウェアのアンインストールおよび削除を行うものとする。

4. 使用制限・禁止事項

利用者は次の各号に定める行為を行わないことに同意する。

- ① ソフトウェアを第三者に販売・再販・譲渡・贈与・配布・レンタル・リース・使用貸借・貸与・担保権の設定及びその他の移転行為を行うこと
- ② ソフトウェアを第三者にネットワーク配信、通信すること
- ③ ソフトウェアを改変、修正、翻訳その他変更をすること
- ④ ソフトウェアを複製すること、またソフトウェアを利用して類似のソフトウェアを開発もしくは他者に開発させること
- ⑤ ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアおよびその他の解析、分析を行うこと
- ⑥ ソフトウェア又はその一部を他のソフトウェア等と組み合わせて使用すること
- ⑦ ソフトウェア構成部分を分離して他のソフトウェアに流用すること
- ⑧ ソフトウェアに表示されている著作権表示、EALP21 及び E.I.E.の会社ロ

ゴの表示を除去・変更すること

- ⑨ ソフトウェアを E.I.E.に無断で使用する事
- ⑩ 利用規約に定める使用条件に従わないこと
- ⑪ ソフトウェアの使用に関して適用を受ける法律等に反すること
- ⑫ ソフトウェアを日本国外で使用する事

5. サービスの提供

E.I.E.は利用者からの本ソフトウェアに関する問合せ及び質問については、E-mail にて対応するものとする。

6. 権利の留保

EALP21 のライセンスキー、CD の所有権ならびにライセンスの使用に係わる知的財産権は E.I.E.に帰属しており、利用者には譲渡されない。

7. 保証

(1) E.I.E.は EALP21 が本ソフトウェアに組み込まれたヘルプ、クイックスタートマニュアル、その他 E.I.E.が提供する利用方法に関する説明書（以下「マニュアル」という）に記載された基本機能を有することを保証する。

(2) E.I.E.は利用者が利用規約に添って EALP21 のライセンスの使用を行うにあたり、第三者からライセンスの使用が知的財産権の侵害にあたるとして、その責を問われた場合は利用者が責を負うことがないよう保証するものとする。

(3) 利用者の責に帰すべき事由によりライセンスキーを損傷した場合、またはライセンスキーの納品日から5年が経過し、内蔵電池の消耗その他の事由により使用できなくなった場合には、E.I.E.は当該ライセンスキーとの引換えにて、有償で交換するものとする。但し、利用者がライセンスキーを紛失した場合は、E.I.E.は交換その他一切の責任を負わないものとする。

8. 責任の限定

(1) E.I.E.は以下の事由により利用者に発生した損害・障害については、賠償等の責任を負わないものとする。

- ① 利用者の設備の障害、インターネット接続の不具合等利用者の動作環境における障害・不具合
- ② E.I.E.が善良な管理者としての注意義務を履行しても防ぎ得ない E.I.E.の設備に対するコンピューターウィルスの侵入や不正アクセスにともなう障害
- ③ E.I.E.が提供するサービス内容に起因する特別損害、偶発的・派生的もしくは

は間接的な損害、結果的損害、懲罰的損害

- ④ 利益、売上、契約、顧客、市場などに係る喪失
- ⑤ ソフトウェアのデータの喪失、回復費用、事業の中断もしくは予定収益またはエネルギー費用削減等の不達成の損害
- ⑥ EALP21 に付随する書類、電子書類及び電子データの使用に起因する損害
- ⑦ 利用者が利用規約やマニュアルの記載事項を遵守しないことに起因して生じた損害
- ⑧ 天変地異などの不可抗力による損害
- ⑨ その他 E.I.E.の責に帰すべからざる事由

(2) ソフトウェア使用による利用者の一切の請求に対する E.I.E.の責任の上限額は、利用者が E.I.E.に対して支払ったライセンスの使用料を超えないものとする。

9. 秘密保持

利用者と E.I.E.はライセンスの使用を通じて知り得た双方の機密性または財産的価値のある秘密情報を他者に開示してはならない。

10. 反社会的勢力の排除、即時解除等

(1) 利用者と E.I.E.は、それぞれ相手方に対し、自らが、本利用規約の承諾日現在の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他各号に準ずる者

(2) 利用者と E.I.E.は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことをそれぞれ相手方に対し確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

1 1. 一般条項

- (1) 紛争の解決については、日本国の法律・規則に準拠するものとする。
- (2) 利用規約およびライセンスの使用に関する一切の訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。
- (3) 利用者は EALP21 およびライセンスの使用について、一切の国内法および国際法の対象となることを了承し、これを遵守するものとする。